

国総動第37号
平成15年5月14日

社団法人高層住宅管理業協会会長 殿

国土交通省総合政策局不動産課長

平成14年商法改正に伴う執行役制度の導入について

「商法等の一部を改正する法律（平成14年5月29日法律第44号）」における「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）」の改正により、委員会等設置会社の規定が設けられ、当該会社においては執行役を設置すべきこととされた。また、宅地建物取引業法及びマンションの管理の適正化に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）において、両法に基づく免許申請又は登録申請に係る欠格事由審査の対象となる役員として従来の取締役等に加え、執行役を含める旨の改正を行った（宅地建物取引業法第5条第1項第2号及び第15条第2項並びにマンション管理適正化法第30条第1項第6号関係）。これに伴い、宅地建物取引業法施行規則及びマンション管理適正化法施行規則の一部を改正（平成15年5月13日公布・施行）し、宅地建物取引業免許申請及びマンション管理業登録申請等における各種様式を変更したので、貴団体におかれても、貴団体加盟業者に対する周知及び指導を行われたい。

【改正事項】

・宅地建物取引業法施行規則

別記様式第1号（宅地建物取引業免許申請書）第3号の4（宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書）及び第12号の2（取引一任代理等の認可申請書）

表に「代表執行役」及び「執行役」を追加

・マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

別記様式第11号（マンション管理業登録申請書）及び第13号（マンション管理業者登録簿登録事項変更届出書）

表に「代表執行役」及び「執行役」を追加